５．「業態調書」の記入のしかた

⑴　「業態調書（建設工事）」の記入のしかた

　　ア　この書類は、「建設工事」に業者登録申請をするかたが作成してください。

　　イ　「建設工事」の中で登録を希望する「登録項目（工事種別）」について、「登録の希望」欄に「○」印を付けてください。

なお、下記の登録項目の名称は、秋田県電子入札システムに対応した名称に変更していますが、登録項目（工事種別）は今までどおり大館市独自のものとなります。

　　　　　（新名称）　　　　　　　　　　　　　（旧名称）

一般土木工事　　　　　　　　←　　　土木一式工事

法面工事　　　　　　　　　　←　　　法面処理工事

給排水暖冷房衛生設備工事　　←　　　管工事

　　ウ　「010　一般土木工事」から「290　解体工事」までの登録項目（工事種別）は、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する建設業の種類に対応しています。

　　　　これらの登録項目（工事種別）について登録を希望するかたは、次に掲げる条件を満たしていなければなりません。

　　　(ｱ)　「登録項目（工事種別）」に対応する建設業の種類について、建設業の許可を受けていなければなりません。

　　　(ｲ)　「登録項目（工事種別）」に対応する建設業の種類について、建設業法第２７条の２３に規定する「経営事項審査」を受け、通知を受けた「総合評定値が５００以上（舗装工事の場合は６００以上）」であり、かつ「２年平均又は３年平均の完成工事高が１以上」でなければなりません（申請を行う日から１年７か月前までに発行された総合評定値通知書の最新のものの写しを必ず添付すること。）。

　　　　　なお、従たる営業所を登録しようとするかたは、登録を希望する従たる営業所が許可を受けている建設業の種類に限り申請することができます。

　　　　　（例）主たる営業所が「土木工事業」と「建築工事業」の許可を受けていたとしても、登録を希望する従たる営業所が「土木工事業」の許可しか受けていない場合には、申請することができるのは「010　一般土木工事」に限られます。

　　エ　「170　一般塗装工事」、「171　路面標示工事」に登録を申請するかたは、塗装工事について、ウの(ｱ)(ｲ)の条件を満たしていなければなりません。